

第 3 節 防火・避難関係

2301 屋根の取扱い

〔関係法令等〕法第 22 条、法第 63 条、令第 109 条の 5、令第 136 条の 2 の 2、平 12 建告 1361 号、平 12 建告 1365 号、平 12 建告 1434 号

- 1 平 12 建告 1365 号に規定する「屋根を…」とは次の各号の 1 によるものとする。
 - (1)「屋根を不燃材料で造る。」とは、屋根の構成材（小屋組、野地板、屋根葺材等を含む）を、不燃材で造ること。ただし、母屋を「はり」として扱うことが適当なものについては、屋根の構成材の一部として扱わないものとする。
 - (2)「屋根を不燃材料でふく。」とは、屋根下地の如何に関わらず、屋根葺材を不燃材料とすること。
 - (3)建築基準法の性能規定化に伴い屋根の防火性能が明確化されたことにより、FRP 露出防水等は、告示に規定がなく大臣認定を取得していないものは適合しないことが明示された（使用できなくなった）。したがって、FRP 防水等で、認定を取得していないものを使用する場合は、露出ではなく保護モルタル等の不燃材料でおおう必要がある。
- 2 農作物・園芸作物を栽培するための農業用ビニールハウスについては、平 12 建告 1434 号に規定する「不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途」として扱う。ただし、不特定多数の利用がある場合等はこの限りでない。

(H19・一部改正)

2302 建築物の鼻隠し及び破風の防火上の取扱い

〔関係法令等〕法第 24 条、法第 25 条、法第 62 条第 2 項

標記については次の各号の一によるものとする。

- 1 軒裏（外壁）の防火構造に準じた構造。
- 2 仕上げが不燃材料のもの。

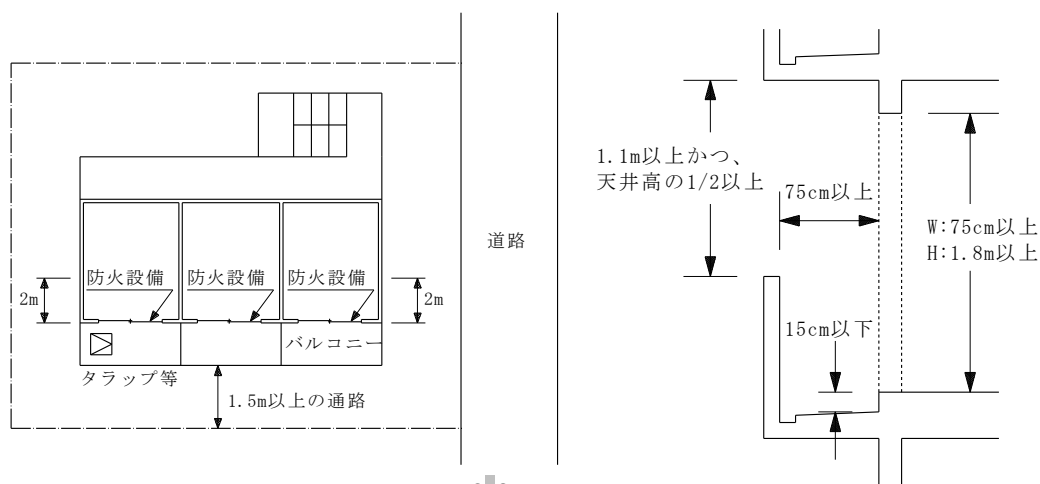
2303 避難上有効なバルコニーの取扱い

〔関係法令等〕 法第 35 条、令第 121 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 3 項

令第 121 条第 1 項第 2 号、同項第 5 号及び第 3 項に規定する「避難上有効なバルコニー」の構造については、次の各号によるものとする。

- (1) バルコニーの位置は、直通階段の位置とおおむね対称の位置とし、かつ、その階の各部分と容易に連絡するものとする。
- (2) 避難上有効な屋外への出口として設けるバルコニーは、道路又は道路等に通ずる幅員 1.5m（当該バルコニー以外は 75cm）以上の通路その他に面する外壁面に設けること。
- (3) バルコニーの面積は 2 m²以上（当該バルコニーから安全に避難する設備の部分を除く。）とし奥行きは 75cm 以上とすること。
- (4) バルコニー（共同住宅の住戸等に附属するものを除く。）の各部分から 2 m 以内にある当該建物の外壁は、耐火構造（準耐火建築物にあつては準耐火構造）又はその他これらと同等以上の耐火性能を有するものとし、その部分に開口部がある場合は法第 2 条第 9 号の 2 ロの規定による防火設備又は特定防火設備を設けること。
- (5) 屋内からバルコニーに通ずる出入口の戸の幅は 75cm 以上、高さ 1.8m 以上、下端の床面からの高さは 15cm 以下とすること。
- (6) バルコニーは十分外気に開放されていること。
- (7) バルコニーの床は耐火構造（準耐火建築物にあつては準耐火構造）、その他これらと同等以上の耐火性能を有するものとし、かつ、構造耐力上安全なものとする。
- (8) バルコニーには、地上その他の安全な場所に避難することができるタラップ等（固定式のものに限る。）その他これらに類するものを設けること。

緩降器、避難はしごについては全ての状況において避難上有効とはみなせない。（一層程度まで有効とする。）



2304 削除

2305 屋外階段の取扱い

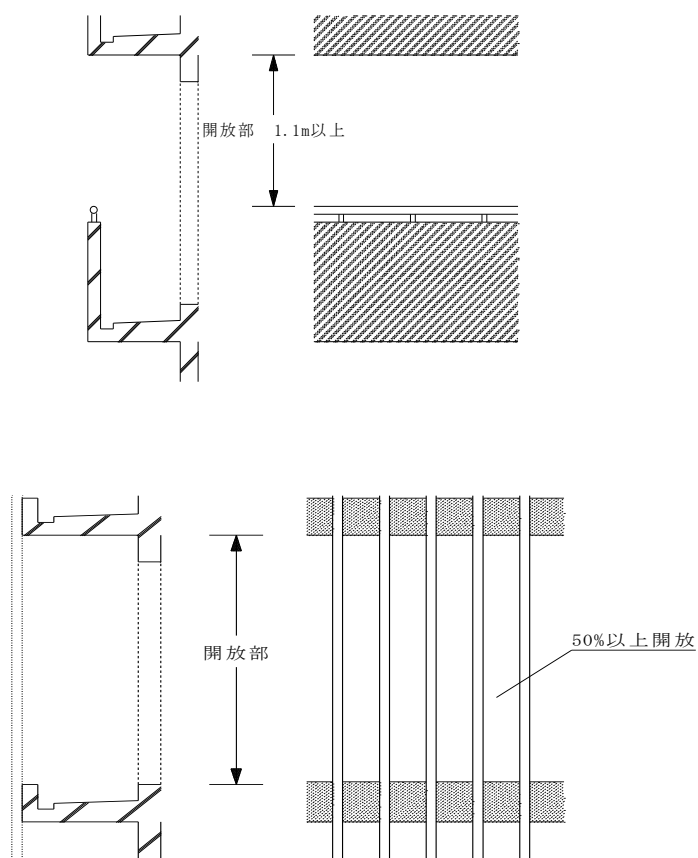
〔関係法令等〕 法第 35 条、令第 123 条第 2 項

屋外階段とは、次の各号に該当する「外気に有効に開放されている部分」を有する階段をいう。

- (1) 長さが、当該階段の周長の $1/2$ 以上であるもの。
- (2) 開放部の高さが、1.1m 以上かつ、天井高さの $1/2$ 以上であるもの。

ただし、屋外避難階段については、外気に開放された階段の部分を、その面する隣地境界線（公園、水面等に接するものを除く。）から 50cm 以上、かつ、同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分（ドライエリアの擁壁等を含む。）から 1m 以上確保すること。

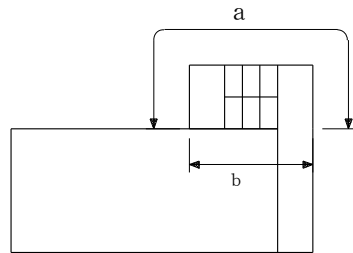
図－１ 開放部（断面、立面）



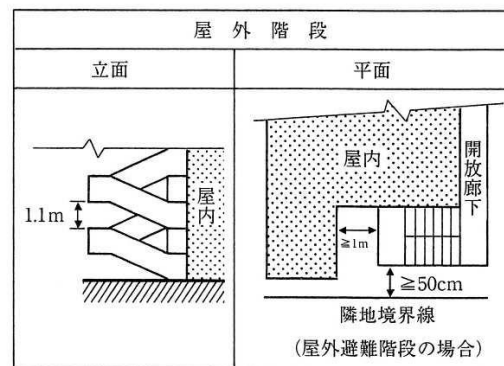
図一 2 開放部（平面）

$a + b = \text{周長}$

a : 開口部



図一 3 屋外避難階段



2307 木造建築物等の取扱い

〔関係法令等〕 法第 23 条、法第 61 条第 1 項、令第 136 条の 2

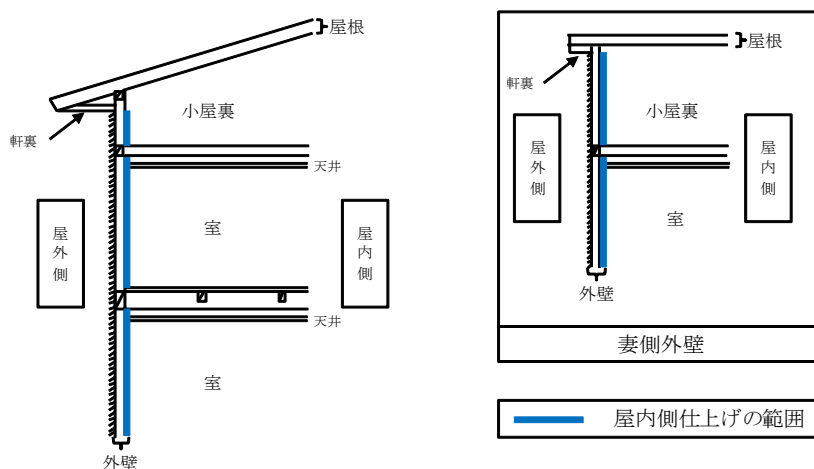
木造建築物等については耐火建築物、準耐火建築物その他これらと同等以上の耐火性能を有する建築物以外の建築物として扱うものとする。ただし、主要構造部が不燃材料で造られているものを除く。

2308 防火構造の屋内側の仕上げの範囲に関する取扱い

〔関係法令等〕 法第 2 条第 8 号、令第 108 条

- 1 外壁に係る防火構造の屋内側の仕上げの範囲は、防火構造の構造方法を定める告示（平成 12 年 5 月 24 日 告示第 1359 号）に適合する構造及び国土交通大臣の認定を受けたもの（屋内側仕上げの範囲が明確に図示されているものを除く）については、防火構造の軒裏より下の屋内に面する部分とする。

屋内に面する部分



2 建築確認申請の対応

- (1) 令第 10 条第 3 号特例に該当する建築物については、申請書第四面 14 欄に明示すること。
- (2) 令第 10 条第 4 号特例に該当する建築物については、申請書への明示に加えて図面に明示すること。

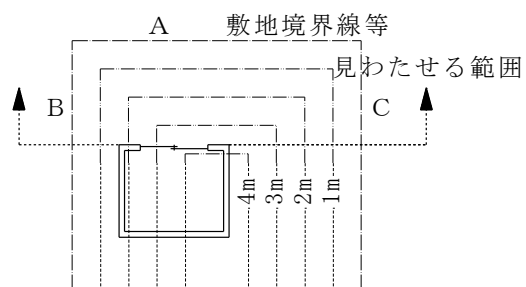
(H24・追加)

2309 外壁の開口部の水平距離の測定の取扱い

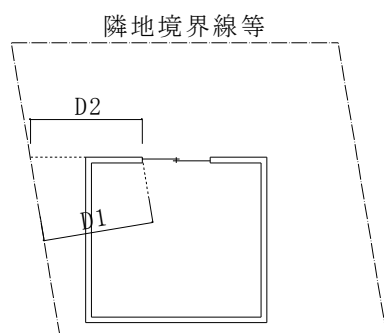
〔関係法令等〕 法第 61 条、令第 136 条の 2

隣地境界線等からの水平距離とは、当該開口部から見わたせる範囲内の隣地境界線等からの最短水平距離をいう。(図－１)

図－１



開口部の水平距離は、見わたせる範囲内の隣地境界線等（隣地境界線又は同一敷地内の他の建物との外壁間の中心線）
A、B、Cからの最短距離とするが、Aからは3～4mであるが、この場合Bからの2～3mが距離区分となる。



最短距離でD 1 のように防火上有効な壁がある場合はD 2 の距離とする。

2310 出窓の取扱い

〔関係法令等〕 法第 2 条第 9 号の 2 ロ、法第 27 条、法第 61 条、法第 62 条、令第 136 条の 2

- 1 出窓が既製品の建具であつて、延焼のおそれのある部分に設ける場合にあっては法第 2 条第 9 号の 2 ロによる防火設備とする。
- 2 構造体を持ち出す形で出窓にしたものは、それぞれ外壁、あげ裏（軒裏とみなす）、屋根、開口部に関して要求された性能を満たすものとする。

2311 削除

2312 準耐火建築物（ロー1）の耐火構造とした外壁の取扱い

〔関係法令等〕 令第 109 条の 3 第 1 号

標記については、次により取り扱うものとする。

- 1 耐力壁にあっては、自立するコンクリートブロック造等とする。
- 2 非耐力壁にあっては、内部火災による倒壊防止のため、次の措置を講じたものであること。

ただし、おおむね階数が 2 以下の一戸建住宅程度の建築物で、内装材料による被覆効果などを期待できるものは、（2）を除くものとする。

- （1） 外壁等を支持する軸組等是不燃材料で造られていること。
 - （2） 外壁等を支持する軸組等が鋼材等の場合は、耐火上、有効な措置を講じていること。
 - （3） 外壁等を支持する軸組等への取り付け方法が火災時の脱落防止を考慮したもの。
- （H19・一部改正）

2313 準耐火建築物（ロー2）の主要構造部の構造材の範囲の取扱い

〔関係法令等〕 令第 109 条の 3 第 2 号、平 12 建告 1368

準耐火建築物（ロー2）における構造材の範囲は、次の各号によるものとする。

- 1 外壁
間柱、胴縁、外装材（下地材も含む。）
- 2 床
根太、下地材（下地材がない場合は仕上げ材）
- 3 屋根

小屋組、野地板、屋根葺材

4 階段

ささら桁、段板、けこみ板

注) 小ばりは取扱い 1113 で主要構造部としている。

(H19・一部改正)

2314 防火上主要な間仕切の取扱い

〔関係法令等〕 令第 114 条第 2 項

令第 114 条第 2 項に基づく用途の建築物防火上主要な間仕切壁の範囲については、次によるものとする。

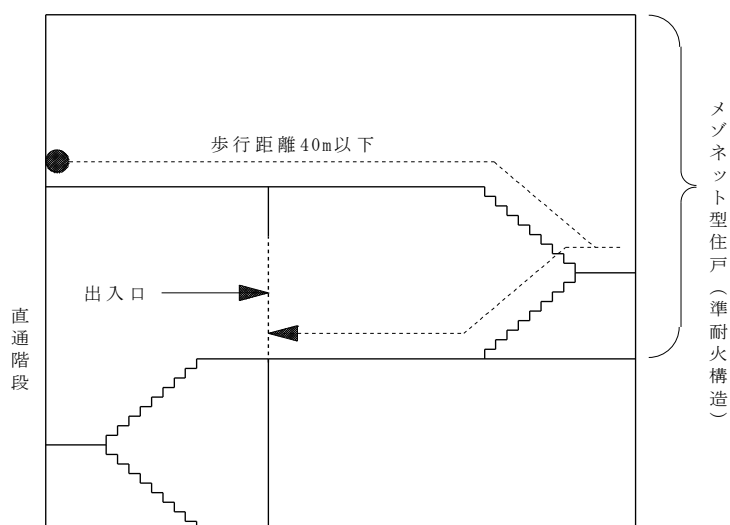
- 1 学校にあっては、教室等相互を区画する壁及び教室等と避難経路（廊下、階段等）を区画する壁。ただし、教室と廊下を区画する壁で扉等が設けられた場合、パーティションパネル等は開口部として取り扱う。
- 2 病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、寄宿舍及び児童福祉施設等にあっては就寢室等相互間の壁で、3 室以下かつ 100 m²以下（100 m²を超える室にあってはこの限りでない。）に区画する壁、及び就寢室等と避難経路を区画する壁。
- 3 マーケットにあっては、店舗相互間の壁。
- 4 火気使用室とその他の部分を区画する壁。
- 5 壁の構造は、耐火建築物にあっては耐火構造とする。

(H18・一部改正)

2315 メゾネット型住戸のある共同住宅以外の建築物の取扱い

〔関係法令等〕 令第 120 条第 4 項

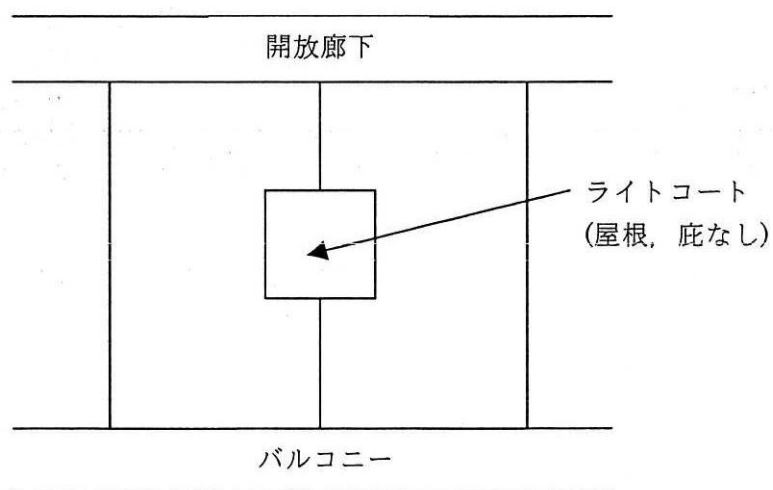
主要構造部を準耐火構造とした共同住宅以外の建築物のメゾネット型住戸で、その階数が 2 又は 3 であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階については、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が 40m 以下である場合は、令第 120 条第 1 項の規定を適用しない。



2316 ライトコートを設置した共同住宅の避難階段等の設置免除の取扱い

〔関係法令等〕 法第 35 条、令第 122 条第 1 項

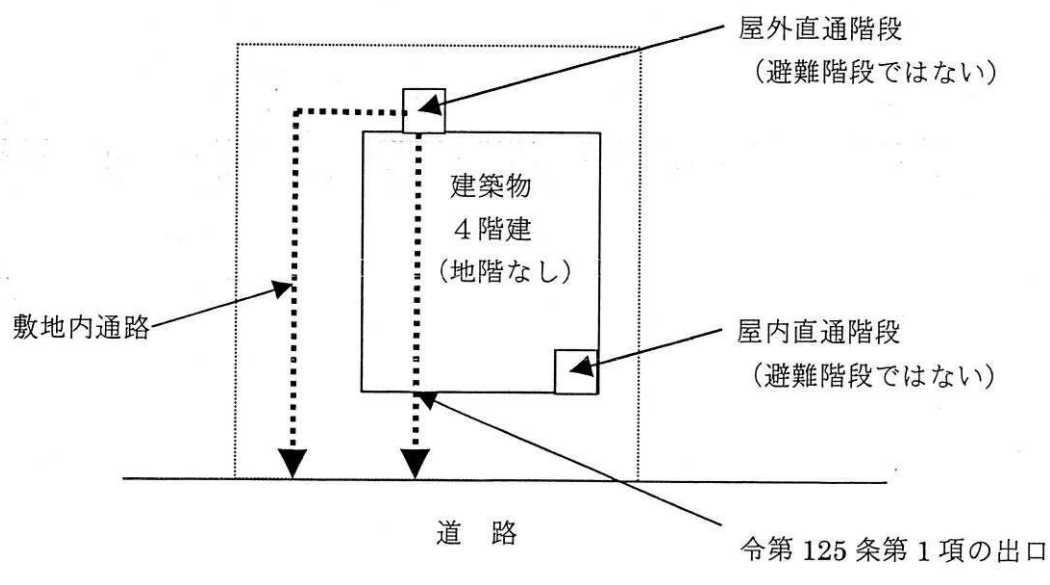
令第 122 条第 1 項ただし書きの適用により、避難階段、特別避難階段を設けない場合において、ライトコートに面する開口部に特定防火設備による区画は要しない。



2317 任意の屋外直通階段の取扱い

〔関係法令等〕 令第 125 条第 1 項、令第 128 条

2 以上の直通階段を設けなくてよい建築物（図に示す屋内直通階段のみで法規制を満足する建築物）に屋外直通階段を設けた場合において、屋外直通階段から道に通ずる敷地内通路がないものは、建築物内部を通り道に至る経路を確保しなければならない。



令第 121 条が適用されない建築物に任意に 2 以上の直通階段を設けた場合であっても、全ての直通階段が法規制を受ける。すなわち、令第 125 条第 1 項に規定する階段に該当し、その階段から道に通ずる令第 128 条に規定する敷地内通路を設けなければならない。ただし、避難階において令第 125 条第 1 項の歩行距離を満足する出口として建築物内部を通り道に至る経路を確保できれば、その建築物の出口から敷地内通路を設ければよい。

2318 電磁誘導加熱式調理器を設けた室の内装制限の取扱い

〔関係法令等〕 法第 35 条の 2、令第 128 条の 4 第 4 項

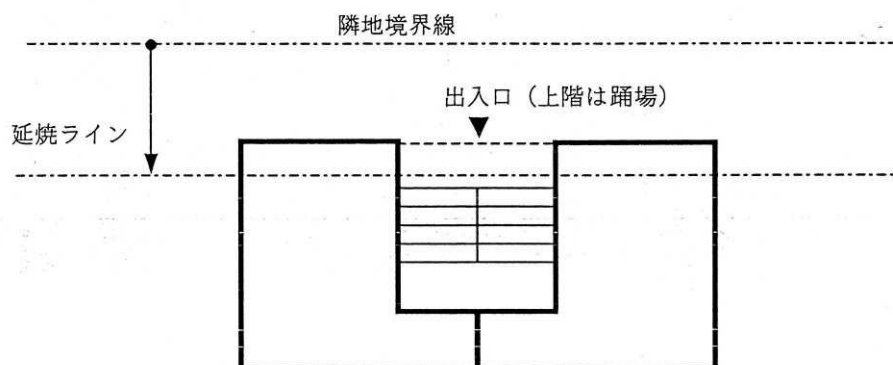
電磁誘導加熱式調理器は、電磁誘導により加熱、調理するものであり火気を使用しないため、法第 35 条の 2 に規定される「その他火を使用する設備もしくは器具」に該当しないものとする。

2319 階段室型共同住宅の階段室の開口部の取扱い

〔関係法令等〕 法第 2 条第 9 号の 2 ロ、法第 27 条、法第 61 条、令第 112 条第 11 項

階段室型共同住宅において、階段室の出入口及び階段の踊場で外気に有効に開放されているものは、屋外から階段への出入口及び階段の踊場に法第 2 条 9 号の 2 ロ、第 61 条に規定する防火設備等の設置を要しない（外壁の開口部とみなさない）。

また、令第 112 条第 11 項が適用される建築物は、各住戸部分を令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する防火設備等により区画しなければならない。



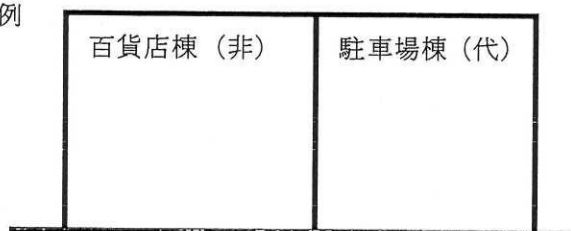
2320 非常用の進入口又は代替進入口の混用についての取扱い

〔関係法令等〕 法第 35 条、令第 126 条の 6

令第 126 条の 6 に規定する非常用の進入口と代替進入口の配置は、同一階の同一外壁面における混用は原則として認められないものとする。ただし、避難上及び消防活動上支障のないものについてはこの限りでない。支障のないものの一例として、設置された部分の避難経路が用途ごとに異なる場合及び平面計画が明確であり非常用の進入口等から当該階の各部分に容易に到達できる場合等が考えられる。

設置された部分の用途及び避難経路が異なるもの

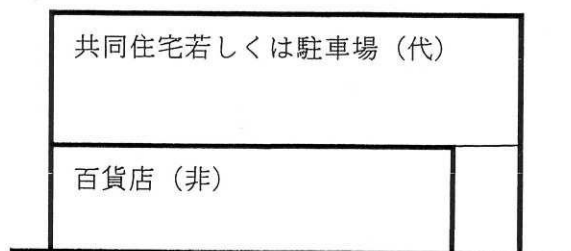
例



凡例

（代）代替進入口

（非）非常用進入口

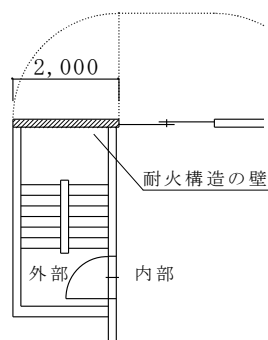


2321 開口部から屋外避難階段までの取扱い

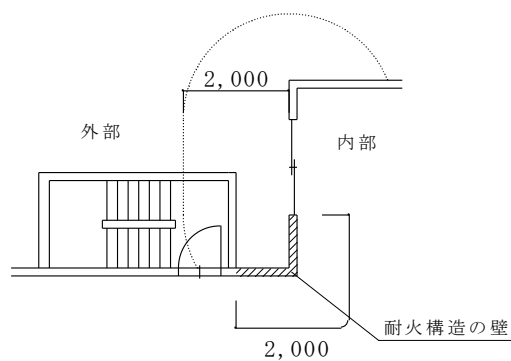
〔関係法令等〕 法第 35 条、令第 123 条第 2 項第 1 号

令第 123 条第 2 項に規定する屋外避難階段において、階段に通ずる出入口以外の開口部（開口面積が各々 1 m²以内で、法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）から階段までの距離については、耐火構造の壁を設けた場合はその壁の長さを含むものとする。なお、屋外避難階段は外気に有効に開放されていること。

令第 123 条第 2 項第 1 号を満足した例



令第 123 条第 2 項第 1 号を満足しない例



階段に通ずる出入口以外の開口部から 2 m の距離の計測を壁に沿って行った（糸尺）場合、上図のように開口部から屋外避難階段に影響を及ぼすため、本市においては壁に沿った計測は認めない。

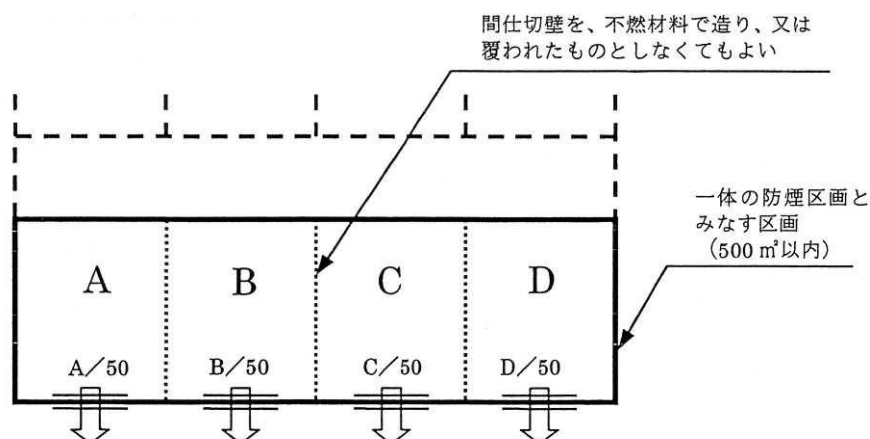
（H18・一部改正）

2322 防煙区画を構成する間仕切壁の取扱い

〔関係法令等〕 法第 35 条、令第 126 条の 2 第 1 項、令第 126 条の 3 第 1 項

防煙区画を構成している間仕切壁等は、原則として壁全体を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。ただし、一体の防煙区画とみなして排煙上支障ないものについてはこの限りではない。

一体の防煙区画とみなすものの例



上図のように防煙区画内の A、B、C、D それぞれにおいて、自然排煙設備により煙を有効に排出できる場合は、A、B、C、D を区分する間仕切壁の有無にかかわらず防煙区画全体として排煙上支障ないものと考えられるので、個々の間仕切壁を不燃材料で造り、又はおおわれたものとしなくてもよい。

補足資料 防煙区画の仕様について

防煙区画を構成する防煙壁は、不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

また、それぞれの室における排煙対応（自然排煙、機械排煙、平 12 建告 1436 号等）が異なる防煙区画については、排煙上の有効性を確保するために防煙壁の種類を考慮する必要がある。

防煙区画については、令第 126 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により床面積 500 m²以内ごとに「防煙壁」で区画することになっている。「防煙壁」については、令第 126 条の 2 第 1 項の規定により次のように定められている。

種類 ①間仕切壁

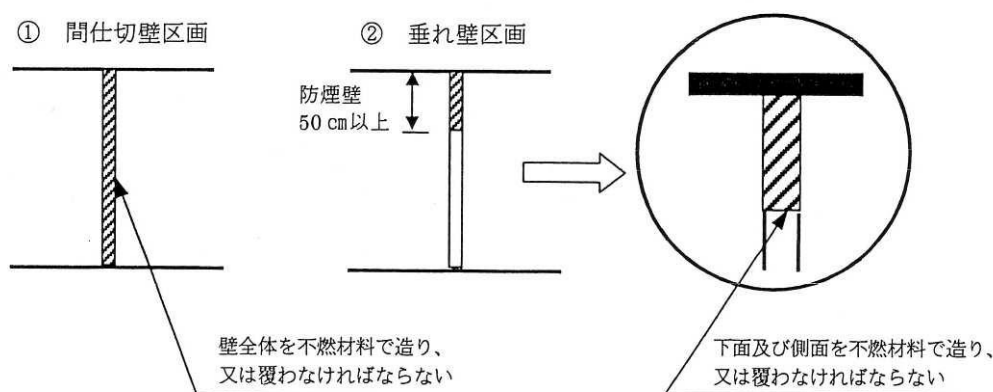
②天井面から 50cm 以上下方に突出した垂れ壁

③その他①又は②と同等以上に煙の流出を妨げる効力のあるもの

材質 ①から③までのいずれかに該当するもので不燃材料で造り、又はおおわれたもの

したがって、防煙区画は煙の流動を妨げる効力のあるものであれば、①の「間仕切区画」、②の「垂れ壁区画」、③のいずれでもよいということになるが、その排煙方式に応じた区画の有効性を考慮して決定する必要がある。例えば、機械排煙と他の排煙方式（自然排煙、平 12 建告 1436 号等）が隣接する防煙区画においては、その有効性から①の「間仕切壁区画」とする必要がある。

また、「防煙壁」は①の「間仕切壁区画」であればその全てを不燃材料で造り、又はおおわなければならないが、②の「垂れ壁区画」として設ける間仕切壁であれば、「防煙壁」に有効な部分以外はこの限りではない。



2323 非常用の昇降機の設置免除要件についての取扱い

〔関係法令等〕 法第 34 条、令第 129 条の 13 の 2

令第 129 条の 13 の 2 においては建築物をある一定の床面積毎に区画することを求めており、吹きさらしの廊下に関しても建築物の部分に該当するので、吹きさらしの廊下を通じて床面積が 100 m²を超える場合は区画が必要である。

(H18・追加)

2324 廊下の排煙についての取扱い

〔関係法令等〕法第 35 条、令第 126 条の 2、平 12 建告第 1436 号、平 12 建告第 1440 号

廊下については平 12 建告第 1440 号の主旨をふまえ、平 12 建告第 1436 号の適用については室として取扱う。また、平 12 建告第 1440 号の適用対象建築物でない病院等にあつては、避難上の弱者の避難経路となる廊下については排煙設備を設けること。

(H18・追加)

2325 削除

2326 令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号の開口部の取扱い

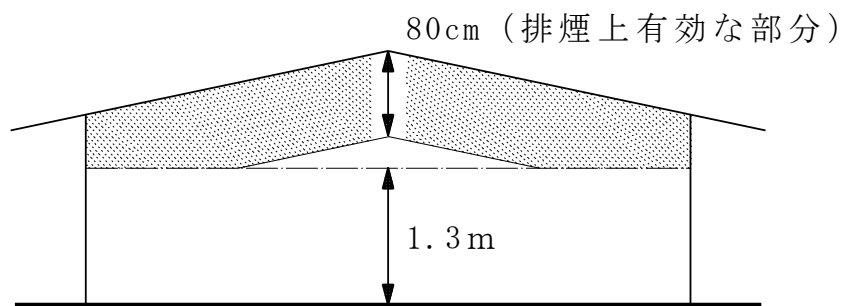
〔関係法令等〕法第 35 条、令第 116 条の 2

令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号における開口部の「開放できる部分」は、「天井又は天井から下方 80cm 以内の距離にある部分に限る。」と規定されているが、原則として床面から 1.3m 未満の高さにある部分を含まない。

(考え方)

令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する開口部は、非常時の排煙機能を確認するためのものである。また、令第 21 条第 1 項により居室の天井の高さは 2.1m 以上でなければならないが、勾配天井や高さが異なる部分がある天井の場合は同条第 2 項により平均の高さによるものとされている。しかし、勾配天井や高さが異なる部分がある天井の場合は、天井高さが 2.1m 以上確保できない部分が生じ、非常時の排煙機能に支障をきたす恐れがある。

このように、天井高さが 2.1m 以上確保できない部分がある場合は、令第 21 条第 1 項の主旨を踏まえて、原則、床面からの高さ 1.3m 未満の位置に設ける開口部の部分を「開放できる部分」とみなさない。

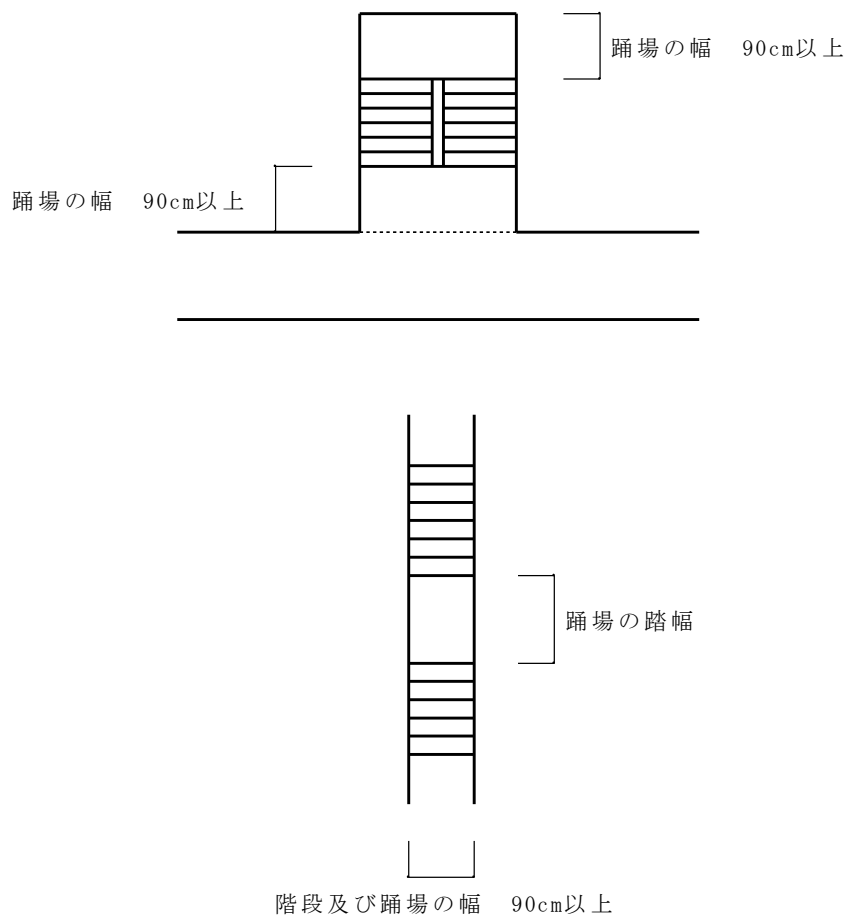


(H19・追加)

2327 屋外階段の踊場の幅についての取扱い

〔関係法令等〕法第 36 条、令第 23 条

令第 23 条第 1 項ただし書きの適用において、屋外階段の幅と同様に踊場の幅についても緩和できるものとする。



(考え方)

令第 23 条第 1 項ただし書きでは、屋外階段の幅について緩和しているが、踊場の幅については明確ではない。

階段及びその踊場の幅の最小寸法は同項の表において同じとしているが、これは階段の部分と踊場部分は機能上一体のものと捉えているため、と考えられる。これは屋外階段においても変わるものではないため、踊場の幅についても緩和できるものとする。なお、令第 24 条で規定される踊場の踏幅については、この限りでない。

(H19・追加)